

65歳以上の方の

介護保険料の納付について

「支え合い 高齢者介護の安心料」

65歳以上の方へ「介護保険料のお知らせ」を7月中旬に郵送します。お知らせには、今年度の年間保険料額、所得段階区分、納付期限などが記載されていますのでご確認ください。

介護保険料について

介護保険料は、前年の所得によって段階別に決定します。本人も家族も市町村民税が非課税の場合などは、保険料が基準額より低くなります。

介護保険料は3年毎に改定され、平成27年度～29年度の介護保険料は下表のとおりです。

■基準保険料

- ◇月額 4,930円
- ◇年額 59,160円

保険料の納付について

介護保険料の納付は、年金からの天引きによる「特別徴収」と、納付書または口座振替による「普通徴収」があります。納付方法は選択することができません。

保険料の納付方法や納期限

について詳しくは、次ページをご覧ください。

なお、前年度と所得段階が変更になった方などは、8月以降の年金から天引きする保険料額を変更する場合があります。

※昨年度65歳になられた方や他市町村から転入された方などは、年金からの天引き開始時期がそれぞれ異なります。開始時期までは、納付書または口座振替（普通徴収）での納付になります。

保険料の減免制度

災害や低収入などの事情で保険料の納付が困難な場合には、減免制度がありますので、高齢介護課にご相談ください。

◆◆◆◆65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料◆◆◆◆

所得段階	対象者	保険料率	平成27年度～29年度 保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、または、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.40	23,670円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.69	40,830円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	44,370円
第4段階	世帯の誰か（配偶者など）が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.83	49,110円
第5段階 （基準額）	世帯の誰か（配偶者など）が市町村民税課税で、かつ、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	59,160円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	68,040円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	79,870円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.65	97,620円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	112,410円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.00	118,320円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	130,160円

※国・愛知県・半田市の公費により第1段階の保険料は保険料率を5%引き下げて低所得の方の保険料負担を軽減しています。

■問合わせ
高齢介護課
☎0649

滞納期間	給付制限
1年以上の滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければ、サービスが受けられなくなります。申請により後から介護保険給付分（9割）が戻ってきます。 ※一定以上所得のある方の戻る割合は8割になります。
1年半以上の滞納	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上の滞納	サービスを利用するときに、未納期間に応じて、自己負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

給付制限について
介護保険事業は、介護保険被保険者の方に、納めていただいた保険料で運営されています。災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような給付制限を受けることとなります。